令和４年度事業報告
（令和４年７月１日～令和５年６月３０日）

Ⅰ　概況

一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）は、資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という。)第８７条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた認定資金決済事業者協会であり、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者の利益の保護に資するという目的を達成するため、自主規制規則の制定・改正及び周知をはじめ、資金決済法等に関する照会・相談・指導、会員調査、苦情及び紛争への対応、資金決済法の法令等に関する普及・啓発、資金決済業に関する調査研究、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等の改正に関する当局との折衝・意見書の提出等、様々な事業活動を行っている。

金融庁において、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告を踏まえ、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対し、業務実施計画の届出を求めるとともに、当該発行者に犯収法上の取引時確認義務等を適用する資金決済法等の改正法案が国会に提出され、４年６月に成立した。金融庁から、４年１０月に高額電子移転可能型前払式支払手段の３類型の要件等に関する内閣府令・告示・事務ガイドライン等の改正案について、５年２月に改正犯収法の特定業務・特定取引の内容及び経過措置に関する政府令等の改正案について、それぞれパブリックコメントに付されたことから、会員から寄せられた質問・意見等をとりまとめて政策委員会の了承を得て金融庁に提出した。

５月２６日に令和４年資金決済法・犯収法等の改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等が公表されたことから、改正内容及びパブリックコメントに対する金融庁の考え方等について、会員に対し情報提供を行った（改正法の施行日：令和５年６月１日）

前払式支払手段は、便利で身近な決済手段として国民生活に広く浸透してきており、令和３年度の発行額は２８兆３１８億円と前年度比１８．２％の増加となっている。

また、資金移動業への参入は令和５年６月３０日現在８３社が登録され、資金移動業者の総取扱金額は、令和３年度５兆４，６７８億円と前年度比３６．８％増と引き続き高い成長を遂げている。

５年６月３０日現在の会員は３５４社（第一種会員２６７社（前払式支払手段発行者２１３社、資金移動業者７８社（第一種を併営する事業者は２社)、うち両事業を営む者２４社)、第二種会員（８７社)）となっている。

Ⅱ　取引の適正化と利用者等保護への取組み

１．登録申請・発行の届出、基準日報告及び社内規則等に係る相談・指導等

会員の行政への報告・届出、社内規則等に係る相談・指導等は、協会の重要な事業活動の一つとして定着しており、４年度は１１３件の変更届出書、基準日報告書、払戻手続、供託等届出書、発行保証金保全契約届出、利用規約及び社内規則等に係る相談・指導を行った。

２．自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの一部改正について

（１）　金融庁において、令和４年資金決済法・犯収法等の改正に係る政令・内閣府令案等の規定の整備が行われ、高額電子移転可能型前払式支払手段の３類型（残高譲渡型、番号通知型、番号通知型に準ずるもの）の定義・金額基準、前払式支払手段記録口座の定義・要件、犯収法の政令・規則、番号通知型等の電子移転可能型前払式支払手段の不適切な利用を防止するための措置の内容、マネロン防止態勢等を定める政令、府令・規則・告示及び事務ガイドライン等の改正案が４年１０月、１２月、５年２月にパブリックコメントに付された。

協会において、改正法や政府令・事務ガイドライン案の改正内容及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、片岡総合法律事務所と緊密に連携し、また、金融庁とも協議・調整を行い、会員が高額電子移転可能型前払式手段の発行業務を行うにあたり、遵守すべき前払式支払手段自主規制規則・協会ガイドラインの改正案、及び会員各社が社内規則等の策定・見直しを行うにあたり参考に資する例として社内規程モデルの改正案の策定を行った。

６月２日に自主規制委員会が開催され、前払式支払手段自主規制規則・協会ガイドラインの改正案及び社内規程モデルの改正案について審議を行い、承認された。６月１５日に理事会が開催され、自主規制規則・協会ガイドラインの改正案が承認され、社内規程モデルの改正は報告された。

６月１６日に自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの改正について、会員に送付し周知を行った。

（２）　自主規制規則・協会ガイドラインの改正案であるが、改正資金決済法・犯収法において、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者は、犯収法上の特定事業者となり、取引時確認義務等が適用され、マネロン等リスク管理態勢の整備が求められることとなったことから、自主規制規則・協会ガイドラインについて、「第 1 編　全ての前払式支払手段に係る通則」と「第２編　高額電子移転可能型前払式支払手段の発行業務に係る特則」に区分し、第１編において、電子移転可能型前払式支払手段の３類型（残高譲渡型、番号通知型、番号通知型に準ずるものの）の定義及び留意点を規定するとともに、番号通知型等に関する不適切利用防止措置等を規定し、第２編において、高額電子移転可能型前払式支払手段の３類型のそれぞれの定義、金額基準等及び該当性判断に当たっての留意点、取引時確認、疑わしい取引の届出等の措置などを規定した。

社内規程モデルは、取引確認等の措置の対応部署及び統括管理者、管理態勢の整備、特定事業者作成書面（リスク評価書）等の作成、社内マニュアルの作成、取引時確認、疑わしい取引の届出等を定める「取引時確認等の措置に関する社内規程モデル」を新設するとともに、て番号通知型前払式手段及び番号通知型前払式手段に準ずる前払式支払手段について、不適切利用防止措置が新たに規定されるとともに内容の見直しが行われたことから「不適切利用防止措置に関する社内規程モデル」等の改正を行った。

３．資金移動サービスに関する不正取引の発生状況等に関するとりまとめ結果の公表

協会においては、２年１２月に、会員である資金移動業者が提供する資金移動サービスを

銀行口座と連携する場合において、資金移動業者側が不正防止のために講じるべき措置の考え方及び具体例等を示した「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」について、また、３年４月に、第三者が権限なく利用者の意思に反して資金移動サービスを不正利用したことにより被害が生じた場合の補償方針等を示した「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」を策定・公表した。さらに、会員である資金移動業者に対し上記のガイドラインの趣旨に沿った対応の実施を求めるとともに、３年４月以降、資金移動業者における不正取引の発生状況・補償状況等について協会への報告を求めたところである。

会員である資金移動業者において、様々な不正防止策の実施やモニタリング態勢の高度化とともに、不正利用が発生した場合の補償方針を策定・公表し、補償方針に沿った補償を実施していること、上記ガイドラインの発出及び不正取引発生報告を求めることとしてから一定期間が経過したこと、全銀協においてインターネット・バンキング等による不正払戻しの状況を公表していること等も踏まえ、利用者が資金移動サービスを安心してご利用いただくための利用者向けの広報活動の一環として、金融庁と緊密に連携し、所要の手続を経た上で、４年８月２日に２年１０月から４年３月までの資金移動サービスにおける不正取引の発生状況等について、また、５年３月３０日に２年１０月から４年９月までの不正取引の発生状況等についてとりまとめて、協会ホームページで公表した。

Ⅲ　資金決済業者の経営基盤強化への取組み

１．資金決済業に係る金融庁との意見交換会の開催

平成２３年５月に始まった会員と金融庁との意見交換会は、本年度も引き続き開催され、第２４回は資金移動業者関係（４年１１月１０日開催）についてオンラインで意見交換が行われた。金融庁側から、総合政策局長、参事官をはじめ、総合政策局の担当室長、企画市場局の担当室長及び関東財務局の金融監督官、担当課長等が出席し、協会側から資金移動業者の会員各社(６９社)及び協会事務局が出席した。意見交換会では総合政策局長の挨拶に続き、総合政策局資金決済モニタリング室長から「金融行政方針について」、マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室長から「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化について」、サイバーセキュリティ企画対策調整室長から「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組状況について」、資金決済モニタリング室長から「資金移動業者の全銀システムへの参加資格拡大と監督上の対応について」、「資金移動業者の口座への賃金支払いについて」「障害発生等報告書を記載する上で参考となる資料について」及び「マイナンバーカードの普及と利活用の促進」等について説明があり、その後、意見交換が行われた。

第２５回は前払式支払手段発行者関係（４年１２月１４日開催）についてオンラインで意見交換が行われた。金融庁側から、総合政策局参事官をはじめ、総合政策局、企画市場局及び関東財務局の幹部等が出席し、協会側は前払式支払手段発行者である会員から協会理事、政策委員会の委員又はそれらの代理（１３社）及び協会事務局が出席した。意見交換会では、総合政策局参事官の挨拶に続き、フィンテック参事官から「金融行政方針について」、デジタル分散型・金融企画室長及び資金決済モニタリング室長から「高額電子移転可能型前払式支払手段について」、サイバーセキュリティ企画対策調整室長から「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組状況について」、総合政策監理官から「インボイス制度

への対応について」、資金決済モニタリング室長から「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について」及び「金融庁に寄せられた苦情等について」、関東財務局理財部金融監督第６課長から「監督現場からの留意事項について」、総合政策局の担当官から「システム障害に係る対応」について説明があり、その後、意見交換が行われた。

なお、意見交換会における金融庁側説明及び会員の質問・意見に対する金融庁の回答について、協会において議事録としてとりまとめて、発言した会員及び金融庁との調整を経て、５年１月に資金移動業者関係について、５年２月に前払式支払手段発行者関係について意見交換会議事録として会員に対し配信した。

２．資金決済法の内閣府令・告示等、犯収法関連の政令及び事務ガイドラインの改正案への対応

（１）　金融庁は、４年１月にとりまとめて公表した金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告を踏まえ、３月に高額電子移転可能型前払式支払手段の定義や高額電子移転可能型前払式支払手段を発行しようとするときはあらかじめ一定の事項を記載した業務実施計画を内閣総理大臣に届け出ること及び当該届出を行った前払式支払手段発行者を犯収法上の特定事業者に追加すること等や電子決済手段等取引業及び為替取引分析業に係る制度整備等を定める「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、当該改正法案は６月３日に可決成立し６月１０日に公布された。

（２）　６月下旬以降、金融庁から、協会に対し高額電子移転可能型前払式支払手段の３類型（残高譲渡型、番号通知型、番号通知型に準ずるもの）や前払式支払手段記録口座の要件、業務実施計画の届出に記載すべき事項、電子移転可能型前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置等に関する内閣府令・告示・様式及び事務ガイドラインの改正案、改正犯収法関連の高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の特定業務・特定取引の内容及び経過措置に係る政令の改正案等の情報提供を受けたことから、関係する会員に送付し質問・意見を求めた。協会において、会員から寄せられた質問・意見（３類型の具体的要件や３類型への該当の有無、移転や使用の意義、使用の取消し等により一時的にアカウント残高が３０万円超となった場合の前払式支払手段記録口座への該当の有無、経過措置（改正犯収法関係）の内容等の確認など）をとりまとめて金融庁に送付し、金融庁の回答を関係する会員に還元するとともに、金融庁に対し説明会の開催を依頼し、６月、８月及び９月の３回にわたり、金融庁による説明とともに関係する会員との間で質疑応答、意見交換を行った。

（３）　１０月５日、金融庁において、高額電子移転可能型前払式支払手段の３類型（残高譲渡型、番号通知型、番号通知型に準ずるもの）や前払式支払手段記録口座の要件、業務実施計画の届出に記載すべき事項、電子移転可能型前払式支払手段の不適切な利用を防止するための適切な措置等に関する内閣府令・告示・様式及び事務ガイドラインの改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に意見募集を実施した。会員から寄せられた質問・意見をとりまとめて、政策委員会の了承を得て、１１月４日に金融庁に提出した。

（４）　４年改正資金決済法において、電子決済手段、電子決済手段等取引業等の定義を定め、電子決済手段等取引業への登録制の導入、情報の安全管理のための必要な措置等の業務に関する規定、監督規定等が整備されたところである。１１月、金融庁から協会に対し電子決済手段等取引業者内閣府令案、電子決済手段等取引業に関するガイドライン案等について、１２月に情報提供の方法の一部合理化を図る前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正案の情報提供があったことから、関係する会員に対し送付し、質問・意見等を求めた。会員から寄せられた意見等を金融庁に送付し、金融庁からの回答を会員に還元した。

（５）　１２月２６日、金融庁において、令和４年改正資金決済法等に係る政令・内閣府令・事務ガイドライン案（電子決済手段等に係る規定の整備、為替取引分析業に係る規定の整備）が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員から資金移動業の事務ガイドラインの改正案に対する質問が寄せられたことから、５年１月、質問をとりまとめて政策委員会の了承を得て金融庁に提出した。

（６）　５年２月３日、金融庁から、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者や電子決済手段等取引業者等が犯収法上の特定事業者に追加されたことに伴い、特定業務・特定取引の定義、新たに追加された特定事業者による取引時確認の方法や電子決済手段等のトラベルルール等に関する犯収法の政令・施行規則等の改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。上記政令・施行規則等の改正案について、会員から質問が寄せられたことから、５年３月、とりまとめて政策委員会の了承を得て金融庁に提出した。

（７）　５月２６日に令和４年資金決済法等の改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等が公表されたことから、改正後の政府令・規則・告示・事務ガイドライン並びにコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方等について会員に対し情報提供を行った。

３．金融庁事務ガイドライン改正、金融庁等への申請・届出関係、保証金規則改正等

（１）　全銀システムへの参加資格の拡大等に伴う事務ガイドライン改正案への対応

４年７月、金融庁において、①全銀システムへの参加資格の拡大を踏まえ、同システムに参加する資金移動業者への監督上の対応、②無登録業者・無届出業者（銀行法における免許又は資金決済法における資金移動業の登録を受けずに業として為替取引を営んでいる者、資金決済法における第三者型発行者の登録を受けずに又は自家型発行者の届出を行わずに前払式支払手段の発行業務を行っている者）への対応に関する事務ガイドラインの改正案の情報提供を受けたことから、会員に対し、質問・意見を求め、会員から寄せられた質問・意見をとりまとめ、金融庁に提出し、金融庁の回答を会員に還元した。金融庁において上記事務ガイドラインを一部修正した上で、８月に事務ガイドラインの一部改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施し、９月５日、会員から寄せられた意見等を金融庁に提出した。１０月７日、金融庁から、上記事務ガイドラインの一部改正案のパブリックコメントの結果等が公表されたことから、その内容等について会員に対し周知を行った。併せて、金融庁から、資金移動

業者が全銀システムに参加する場合には、その加盟の種類（清算参加者又は代行決済委託金融機関）を踏まえつつ、上記の事務ガイドライン等に基づき、金融庁においてモニタリングを行うこととしており、そのため、会員が一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）に対して、加盟申請又はその相談などを行う場合には、登録先の財務(支)局にも前広に情報提供するよう要請があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

（２） 厚生労働省による資金移動業者の口座への賃金支払に係る省令改正等に伴う金融庁事務ガイドラインの改正案への対応

５年２月、金融庁から、厚生労働省において資金移動業者の口座への賃金支払いに係る省令改正等が行われたことに伴い、指定資金移動業者について、リスクの特定・評価を行いリスク低減策を講じること、平時より流動性確保のためのモニタリングの実施や払出見込額を確保するための対策、利用者への賃金支払いに関する業務を適正かつ確実に遂行するために必要な財産的基礎等を有することの確認等の監督上の着眼点や事務処理上の留意点として追加する資金移動業者関係の事務ガイドラインの改正案について情報提供があったことから、資金移動業者である会員に対し質問・意見を求めた。同月、資金移動業者である会員から寄せられた質問等に対する金融庁の回答を還元した。２月１７日、金融庁から上記事務ガイドラインの改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員から質問等が寄せられたことから、５年３月、質問等をとりまとめて、政策委員会の了承を得て金融庁に提出した。３月３１日、金融庁から、改正案のパブリックコメントの結果等が公表されたことから、その内容等について会員に対し周知を行った。

また、５年３月、金融庁から、資金移動業者が、厚生労働省に指定資金移動業者の申請に関する相談等を行う際には、併せて金融庁及び登録先の財務局等にも前広に情報提供するよう要請があったことから、その旨会員に対し周知を行った。

（３） 金融庁・財務局への申請・届出について

４年８月、金融庁から、電子申請・届出システムについては、現在、e-Gov を利用して申請・届出を行うシステム（「旧システム」）と３年６月に運用を開始したシステム（「新システム」）が併存しているが、１０月１４日をもって旧システムでの受付を終了すること（ただし、他省庁が所管する手続の申請・届出については引き続き e-Gov は利用可能）について周知依頼があったことから、その旨会員に周知を行った。

（４） 発行保証金規則及び履行保証金規則関係

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第１１条の規定により、申請等に際し、個別の法令において添付を求められる書面について、情報連携等により確認すべき事項に係る情報の入手等が可能となっている場合には、当該書面等の添付を省略することができる。同条の適用を受けるためには、添付を省略することができる書面等について、その添付を求める旨の規定を法令で定める必要があるところ、改正後の供託規則において、供託申請等における代表者の資格を証する書面などについて登記事項証明書の添付を求めることが規定された。これを踏まえ、改正供託規則と同様の対応をするため、４年７月、発行保証金規則及び履行保証金規則について、主たる営業所若しくは事

務所の所在地の変更の事実を証する書面等として登記事項証明書の添付を求めることが規定（それぞれ規則の第３条第３項に規定）され、その添付を省略することができる改正が行われたこと（９月１日施行）から、会員に対しその旨周知を行った。

４．マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への対応

（１）　４年８月、金融庁において、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）」について、同ガイドラインにおいて対応を求めている事項のうち金融庁の考え方が必ずしも浸透していないリスクの特定及びリスクの低減（顧客管理）に関するＦＡＱの一部改訂・公表が行われたことから、会員に対しその旨周知を行った。

（２）　財務省から、協会に対し、ＦＡＴＦ第４次対日相互審査結果を受けて同省で検討している外為法改正に関する会員向け説明会の開催依頼があり、協会から会員に対し開催案内を行い、４年９月、資金移動業者の参加の下、説明会が開催された。説明会では、外国為替室長から、①資金移動業者をはじめ金融機関等に対し主務大臣が定める遵守基準に従って制裁措置を適切に実施する態勢整備義務を課すこと、②改正資金決済法で新設された電子決済手段等取引業者に対しても制裁対象者に係る移転ではないことを事前に確認する義務を課すこと等を内容とする外為法の改正法案の概要について説明があり、その後、質疑応答が行われた。また、１０月、金融機関等による資産凍結措置の態勢整備義務や電子決済手段取引（いわゆるステーブルコイン）への対応に関する規定を整備する外為法改正を含むＦＡＴＦ勧告対応に関する４省庁６法の一括法案が臨時国会に提出され１２月に可決成立した。５年１月、財務省から、協会に対し、外為法改正に伴う政省令等の改正案の概要に関する説明会の開催依頼があり、協会から会員に対し開催案内を行い、同月、資金移動業者の参加の下、説明会が開催された。説明会では、外国為替室長から、①外国為替取引等取扱業者が為替取等を行うに当たって遵守すべき基準を定め、遵守基準に従って為替取引等を行うこと、②外国為替等取扱業者の対象として資金移動業者及び銀行等を指定すること、③遵守基準に定める内容（イ. リスク評価の実施、ロ. 手順書の作成・管理、ハ. 役職員への研修・知識の習得、ニ. 記録の作成・保存、ホ. 統括責任者の選任、ヘ. 内部監査）等について説明があった。

５年２月、財務省から、上記の改正外為法に係る外国為替令等の一部を改正する政令案等がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。５月２６日に財務省から、上記政令案等に対するパブリックコメントの結果等が公表されたことから、改正内容、コメントの概要及びコメントに対する財務省の考え方等について、会員に対し情報提供を行った（改正外為法のうち、資産凍結措置を適切に実施する態勢整備義務に係る部分の施行日は６年４月１日）。

（３）　４年１０月、金融庁のマネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室（以下「マネロン等対策企画室」）の主任統括検査官を招き、第８回資金移動業者会議を開催した。主任統括検査官から「金融庁のマネロン等対策に関する取組み及び資金移動業者における対策のポイント・取組事例・課題等について」と題し、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（ＦＡＱ）の改正のポイント、資金移動サービスが悪用された主な事例、疑わしい取引の届出状況、資金移動業者のリスクベース・アプ

ローチの取組事例、資金移動業者の課題、資金移動業者の直面するリスクと管理態勢の構築の必要性、国境を越えて行われたマネロン事犯例・経済制裁違反例等について説明があり、その後、会員との間で質疑応答、意見交換が行われた（参加者：資金移動業者７０社２５６名）。

（４） 金融庁、３メガ、銀行・信金・信組の金融団体等をメンバーとし、財務省・警察庁・法務省・日銀、その他の金融団体をオブザーバー（協会もオブザーバー）とする「マネロン対応高度化官民連絡会」（以下「官民連絡会」）が設置（平成３０年４月）され、金融機関のマネロン・テロ資金供与対策について、銀行界全体としての認識を一つにすべく、同連絡会で情報連携・意見交換が行われている。

４年１１月に第１１回官民連絡会が開催され、財務省からＦＡＴＦ会合の全体像及びマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る最近の動向、内閣官房からＦＡＴＦ勧告対応法案について、金融庁からマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及びトラベルルールについて、警察庁からマネロン等に係る犯罪の動向や最近の疑わしい取引の届出状況について、法務省から実質的支配者リスト制度について説明があり、その後、当協会、日本暗号資産取引業協会等各金融団体からそれぞれのマネロン対策に関する取組状況等について説明があり、意見交換が行われた。第１１回官民連絡会の資料について会員に対し情報提供を行った。

５年４月に第１２回官民連絡会が開催され、財務省からマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国内外の動向、警察庁から特殊詐欺等に係る口座出金等の取引時確認の徹底や疑わしい取引の届出状況等について、金融庁からマネロン・テロ資金供与管理態勢が不十分な事項等の金融機関におけるマネロン等対策の現状やＡＭＬ／ＣＦＴ業務共同化の状況等について、法務省から実質的支配者リスト制度について説明があり、その後、当協会等各金融団体からそれぞれのマネロン対策に関する取組状況等について説明が行われ、意見交換が行われた。第１２回官民連絡会の資料について会員に対し情報提供を行った。

（５） 資金移動業者のマネロン・テロ資金供与リスク管理の態勢整備に係る業界全体の更なる底上げ・高度化を図ることを目的として、金融庁と協議を行い、協会を事務局とし、金融庁のマネロン等対策企画室の担当官を講師とした「マネロン等対策に関する勉強会」を立ち上げて、１２月から５年６月までの間、月１～２回程度勉強会（計８回程度）を開催していくことが決定した。金融庁の担当官から、マネロンガイドラインで対応が求められる事項である全項目（リスクの特定、評価・低減、顧客管理、取引モニタリング・フィルタリング、疑わしい取引の届出、海外送金等を行う場合の留意点、記録の保存、ＩＴシステムの活用、データ管理，ＰＤＣＡ、経営陣の関与・理解、経営管理（三つの防衛線）、グループベースの管理態勢、職員の確保・育成等）について、順次講義を行い、質疑応答を行う形で進めていくこととなった。

① ４年１２月１５日に第１回勉強会が開催され、マネロン等対策企画室の担当官から、「マネロンガイドライン・ＦＡＱ」に基づく対応のポイントして、自社の「リスクの特定」に当たっては、イ. リスク評価の結果（犯罪収益移転危険度調査書）等を詳細に分析し勘案することが必要であること、ロ. 自ら提供するサービス、取引形態、

国・地域、顧客属性等の項目ごとにリスクを包括的かつ具体的に洗い出すための着眼点等のガイドライン・ＦＡＱに基づく対応のポイントについて説明があった。その後、事前質問について具体的な例を挙げて回答があった。（６７社　２３９名参加）。

協会において、一定期間動画視聴を可能とし、また議事録をとりまとめて金融庁との調整を行った後、会員に配信した（以下の勉強会も同じ。）。

② ５年１月２０日に第２回勉強会が開催され、マネロン等対策企画室の担当官から、リスク評価・リスク低減措置の意義として、イ. 具体的かつ客観的な根拠に基づく評価の実施、リスク評価の文書化、リスク評価にあたり疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮すること、ロ．定期的なリスク評価の見直し、ハ. リスクの評価結果に照らし講ずべき実効的な低減措置の判断・実施、ニ. リスクが高い場合にはより厳格な低減措置の実施等のガイドライン・ＦＡＱに基づく対応のポイントについて説明があった。その後、事前質問について回答があった（６８社　２４５名参加）。

③ ２月１４日に第３回勉強会が開催され、マネロン等対策企画室の担当官から、イ. 顧客管理としてリスクの特定・評価に基づいて顧客の受入れに関する方針を定めること、ロ．その策定に当たっては、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源等顧客に関する様々な情報を勘案すること、顧客及びその実質的支配者の氏名と制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守等必要な措置を講ずること、ハ. 信頼性の高いデータベース等を導入するなどによりリスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築すること、ニ. 全ての顧客についてリスク評価を行い講ずべき低減措置を判断すること、ホ. リスクが高いと判断した顧客についてはリスクに応じた厳格な顧客管理を実施すること等のガイドライン・ＦＡＱに基づく対応のポイントについて説明があった。その後、事前質問について回答があった（６９社　２３９名参加）。

④ ３月９日に第４回勉強会が開催され、マネロン等対策企画室の担当官から、引き続き顧客管理について、イ. リスクに応じた簡素な顧客管理（ＳＤＤ）を行う対象とするにあたっての留意点として、法人及び営業性個人の口座は対象外であること、全ての顧客に対して顧客リスク評価を実施し低リスク先顧客の中からＳＤＤ対象顧客を選定すること、本人確認済であること等の６項目等に即している限りＳＤＤの対象とすることが可能であること、ロ. 継続的な顧客管理にあたってはリスク評価・取引モニタリングの結果も踏まえ、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し実施すること、ハ. 継続的顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価の見直し、リスク低減措置を実施すること、ニ. 自らが定める適切な顧客管理を実施していないと判断した顧客・取引等について取引謝絶等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること等のガイドライン・ＦＡＱに基づく対応のポイントについて説明があった。その後、事前質問について回答があった（６９社　２３７名参加）。

⑤ ４月６日に第５回勉強会が開催され、マネロン等対策企画室の担当官から、取引モニタリング・フィルタリングについて、イ．疑わしい取引の届出につながる取引等について自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準の設定やその改善を図るなど取引モニタリングに関する適切な体制を構築・整備すること、ロ．制裁対

象取引について、照合対象となる制裁リストの最新のものへの更新、検知基準が適切な設定となっているかの検証など取引フィルタリングに関する適切な体制を構築・整備することについて説明があった。また、疑わしい取引について、イ．顧客の属性、取引時の状況等の具体的な情報を総合的に勘案した上で、その該当性について適切な検討が行われる態勢の整備、ロ．ＩＴシステム・マニュアル等も活用し、疑わしい顧客や取引を的確に検知・監視・分析する態勢の構築、ハ．疑わしい取引の該当性の検討に当たり、国によるリスク評価の結果のほか、参考事例、過去の届出事例等も踏まえつつ、外国ＰＥＰｓ該当性、顧客属性、顧客の事業、取引金額・回数等の取引態様その他の事情を考慮すること等のガイドライン・ＦＡＱに基づく対応のポイントについて説明があった。その後、事前質問について回答があった（６５社　２４３名参加）。

⑥　４月２７日に第６回勉強会が開催され、マネロン等対策企画室の担当官から、海外送金等を行う場合の留意点について、イ．リスクベース・アプローチに基づく必要な措置を講ずること、ロ．仕向・中継金融機関等が、送金人及び受取人の情報を国際的な基準も踏まえて、中継・被仕向金融機関等に伝達し、こうした情報が欠落している場合等にリスクに応じた措置を講ずることの検討、ハ．コルレス先におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢を構築する態勢を整備し、定期的に監視すること等のガイドライン・ＦＡＱに基づく対応のポイント等について説明があった。その後、事前質問について回答があった（６７社　２２１名参加）。

⑦　５月２５日に第７回勉強会が開催され、記録の保存、ＩＴシステムの活用、データ管理及びマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（ＰＤＣＡ）について、イ.本人確認資料のほか、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金対策の実施に必要な記録を保存すること、ロ.システム対応については、ＩＴシステムの設計・運用等がマネロン・テロ資金供与リスクの動向に的確に対応し、自らが行うリスク管理に見合ったものとなっているか定期的に検証すること、ＩＴシステムの有効性を検証すること等について、ハ.データ管理について、データを正確に把握・蓄積し、分析可能な形で管理すること、ニ.ＰＤＣＡについて、自らの業務分野や営業地域等を踏まえたリスクを勘案し、方針・手続・計画等を策定し、顧客管理、記録保存等の具体的な手法について全社的に整合的な形で適用すること等のガイドライン・ＦＡＱに基づく対応のポイント等について説明があった。その後、事前質問について回答があった（６２社　２３９名参加）。

⑧　６月２２日に第８回勉強会が開催され、経営陣の関与・理解、経営管理（三つの防衛線）、職員の確保、育成等について、イ.経営陣の関与、理解については、マネロン等対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置づけることや専門人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行うことなどについて、ロ.経営管理については、第一線に属する全ての職員が、マネロン等対策に係る方針・手続・計画等を理解しリスクに見合った低減措置を的確に実施すること、第二線が第一線の方針・手続等の遵守状況の確認や低減措置の有効性の検証等により、管理態勢が有効に機能しているか独立した立場から監視を行うこと、第三線が監査計画を策定し、適切

に実施すること等について、ハ．職員の確保、育成等については、マネロン等対策に関わる職員の適合性の確認、顧客管理の具体的手法の周知徹底を図るほか、継続的な研修を実施すること等のガイドライン・ＦＡＱに基づく対応のポイント等について説明があった（６６社　２３３名参加）。

（６）　マネロン等ガイドラインにおいては、マネロン等対策について経営陣が主導的に関与することなど、経営陣自らがマネロン等対策に主導的かつ積極的に関与することが強く求められていることから、金融庁に対し、資金移動業者の経営層向け説明会を依頼した。６月に経営層向けの説明会を開催し、マネロン等対策企画室長から資金移動業者のマネロン等対策の現状、経営陣の役割、取り組むべき課題、金融機関のベタープラクティス等について説明があった（６１社、１１８名参加）。

５．犯収法施行規則の改正案等について

（１）　犯収法施行規則第４条第１項第７号ニの規定により、「学校等に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの」については、簡素な顧客管理を行うことが認められているところである。４年７月、警察庁から、金融庁を通じ、令和３年度第５回「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り１１０番）」に寄せられた要望を踏まえ、警察庁において検討した結果、①受験料の支払、②学校等に対して支払われるものであって、入学金、授業料と同時に支払われない各種費目については、実在する学生等が学校等で教育を受けるために必要不可欠な経費として支払っていることが外形上明らかであるかどうかが一般的な基準となり、当該基準に合致する費目の一例として「修学旅行費、教材費、給食費、施設整備費、実験実習費等」は簡素な顧客管理を行うことが認められる取引に含まれること（ただし、これらの費目の払込先は学校等であることが必要であり、学校等から委託を受けた民間企業等が払込先となる費目については簡素な顧客管理は認められない）等について周知するよう依頼があったことから、会員に対し周知を行った。

（２）　４年１０月、警察庁から金融庁を通じ、住民基本台帳法が改正され、４年１月１１日以降、戸籍の附表の記載事項として、氏名、住所等に加え、新たに「出生の年月日」等が追加されたことにより、戸籍の附表の写しには、本人特定事項全てが記載されることになったことを踏まえ、戸籍の附票の写しは単独で本人確認書類に該当すること、犯収法施行規則に戸籍の附票の写しを本人確認書類として明記する改正が行われることの周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った（５年２月１日に改正施行規則は公布・施行）。

（３）　４年１０月、国会に提出された「ＦＡＴＦ勧告対応法案」において犯収法第１０条の外国為替取引に係る通知義務について新たに「顧客の支払の相手方」に係る本人特定事項等（受取人情報）を通知する義務が課されたことに伴い、１１月に金融庁から犯収法施行規則の改正案概要（①受取人に係る氏名又は名称及び支払に係る預金等の口座番号等の通知、②取引記録（受取人情報）の保存義務）について情報提供があったことを受け、会員にその改正案概要を送付し、質問・意見等を求めたところ、会員から質問が寄せられたことから金融庁に送付した。５年２月、外国為替取引に係る通知義務に受取人

の氏名又は名称、預貯金口座の口座番号又は取引参照番号を追加するとともに、内国為替取引に係る取引記録に顧客の支払の相手方の氏名等その他の相手方に関する事項を特定するに足りる事項を作成・保存すること等を義務づける犯収法施行規則改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。

（４） 国家公安委員会において毎年作成・公表することとされている「犯罪収益移転危険度調査書（令和４年版）」が、４年１２月に公表され、金融庁から同調査書について周知依頼があったことから、記載内容の更新や内容の充実が行われた主な事項を付記し、会員に対し周知を行った。

（５） ５年３月、警察庁（ＪＡＦＩＣ）のホームページにおいて、「犯罪収益移転防止に関する年次報告書(令和４年)」及び「同報告書(概要版)」が公表・掲載されたことから、会員に対し情報提供を行った。

６．金融分野におけるサイバーセキュリティ演習の実施について

（１） 平成２７年７月、金融庁では「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定し、その取組みの一環として、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、平成２８年から毎年「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」を実施している（元年度から前払式支払手段発行者及び資金移動業者（以下「資金決済業者」）も参加）。

４年度においては、各業態の実情に沿った個々のシナリオを作成し、資金決済業者においては、経営層、システム部門を含む複数部署に跨る実際のインシデント発生時に想定される社内外の情報連携の検証、また、主にシステム部門において必要に応じて外部委託先とも連携しつつインシデント発生時に必要となる技術的対応について検証することとされた。金融庁から、資金決済業者に対して、協会を通じ参加要請があったことから、協会において、複数の会員に対し参加への働きかけを行い、４年１０月に複数の会員（１４社）が金融業界横断的サイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅶ）に参加した。５年５月、金融庁において、金融業界全体のインシデント対応の能力の向上に繋げることを目的として、上記のサイバーセキュリティ演習の演習結果分析等をとりまとめたとして会員へ還元するよう依頼があったことを受け、会員に対しその内容について情報提供を行った。

（２） ４年１２月、金融庁から、地域金融機関の自主的なサイバーセキュリティの強化に向けた取組を促すため、「地域金融機関向けサイバーセキュリティ点検票（サイバーセキュリティセルフアセスメント)」（金融庁、日銀，ＦＩＳＣが共同で作成）について、資金決済業者である会員のサイバーセキュリティ向上に資するツールとして活用できるよう会員と共有する旨の連絡があったことから、会員に対し当該点検表について情報提供を行った。

７．内閣サイバーセキュリティセンター（ＮＩＳＣ）の分野横断的演習等について

（１） ４年６月に開催されたサイバーセキュリティ戦略本部において、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」が改定され、銀行、保険、証券に加えて、主要な

資金移動業者及び主要な前払式支払手段発行者（以下「主要な資金決済業者」という。）が重要インフラに追加された。主要な資金決済業者が重要インフラに追加されたことに伴い、協会が資金決済セプターの事務局の役割を担うことになり、サイバーセキュリティ戦略本部の事務局である内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターから（ＮＩＳＣ）から提供されるソフトウェアの脆弱性情報及びサイバー攻撃の動向等の資金決済業者への情報提供ほか、ＮＩＳＣが主催する分野横断的演習に関与することとなった。このため、４年８月、協会から分野横断的演習について主要な資金決済業者に対し参加募集の案内を行ったところ、分野横断的演習への参加が１４社、疑似体験プログラムへの参加が１５社あった。また、４年１１月にＮＩＳＣ、金融庁、協会、主要な資金決済業者間での情報疎通状況の確認、連絡する内容の確認を行う情報提供訓練、情報連携訓練を行った。１２月９日のＮＩＳＣの分野横断的演習（サービス障害発生時（ランサムウェア攻撃等）に障害対応体制は有効に機能するかの検証等）に会員１２社、疑似体験プログラムに１７社が参加した。

（２） ＮＩＳＣから金融庁を通じ、４年７月以降、グーグル製 Chrome、マイクロソフト製 Edge、マイクロソフト製及びアドビ製ソフトウェア、Mozilla 製 Firefox、ジャストシステム製ソフトウェア、VMware 製ソフトウェア、シックス・アパート製 Movable Type、Fortinet 製品等のソフトウェアの脆弱性の情報提供とともにこれら対象ソフトウェアを最新のバージョンに更新することについて、また、４年１１月にマルウェア「Emotet」の活動再開やマルウェアに関する情報提供に関する注意喚起があったことから、会員に対し情報提供を行った。 また、９月、ＮＩＳＣから金融庁を通じ、主要な資金決済業者に対し、現下の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の確認として、障害等を認知した際の対処手順及び情報共有体制の確認、監視の強化、バックアップ対策の実施等について万全を期すよう要請があったことから、会員に対しその旨周知を行った。ＮＩＳＣ、経産省、総務省及び警察庁から、金融庁を通じ、４年１２月の年末年始休暇において、５年５月の春の大型連休において、インシデント発生時の対処手順及び連絡体制、バックアップ対策の実施等のサイバーセキュリティ対策の実施について注意喚起があったことから、会員に対しその旨周知を行った。５年５月、警察庁及びＮＩＳＣから、金融庁を通じ、最近においても DDoS 攻撃によるウェブサイトの閲覧障害が断続的に発生しているとして、昨年９月に発生した一連の DDoS 攻撃の分析結果に関する情報提供とともに、DDoS 攻撃による被害を抑える対策、被害を想定した対策等リスク低減に向けたセキュリティ対策を講じるよう要請があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

８．次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース及びワーキング・グループについて

（１） ４年５月、全銀ネットにおいて、次期全銀システムへの対応を検討するため、引き続き「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」が設置され、その傘下に「次世代資金決済システム検討ワーキンググループ（ＷＧ）」が設置された。ＷＧにおいては、将来の全銀システムのあるべき姿・求められる役割と、あるべき姿等を実現するための基礎的事項・前提事項等の内容や基礎的事項・前提事項に関する今後の進め

方・必要な観点等が討議事項として提示され、会員から寄せられた意見（将来の全銀システムのあるべき姿は、銀行界に閉じたものではなくオールジャパンの決済網を司るという意識が必要。ＣＢＤＣを用いた決済と全銀システムとの関係も議論を深めていく必要。参加者が平易に接続できることが必要。過度な安全性への要求がコスト増を招いていないかという目線は必要といった意見）、加盟銀行及びベンダー等の意見が紹介され、検討・議論が行われた。また、４年６月、全銀ネットから協会に対し、会員に対する「全銀システムへの参加及びＡＰＩゲートウェイ利用見通しに係る資金移動業者向けアンケート調査」の協力依頼があったことから、会員に対しアンケート調査を送付した。４年８月に開催されたＷＧにおいて、全銀ネット加盟銀行及び資金移動業者へのＡＰＩゲートウエイの利用見通しに関するアンケート調査結果が紹介され、第７次全銀システム稼働期間中にＡＰＩゲートウエイを構築する方針が示された。

（２）　９月１５日に開催された全銀ネット理事会において、全銀システムへの参加資格を本年１０月を目途に資金移動業者へ拡大することが決定され、現行第７次全銀システム稼働期間中に、一定の条件が充足されることを前提として、ＡＰＩゲートウエイを構築する方針のもと、今後詳細の検討を進めることが決定・公表された。１０月７日、全銀ネットから、業務方法書の改正について関係当局の認可が得られたとして、業務方法書等を改正し、資金移動業者の全銀システムへの参加資格が拡大されたことが公表された。

（３）　協会においては、資金移動業者に全銀システムへの参加資格が拡大されたことを踏まえ、資金移動業者において全銀ネットへの参加の検討に資することや会員への情報提供のため、全銀ネット事務局に対し、資金移動業者のほか、前払式支払手段発行者及び第二種会員も対象とする会員向け説明会の開催を依頼し、１１月４日に全銀ネット事務局を招き説明会を開催した。説明会では、全銀ネット事務局から、全銀システムの概要、参加手続き等及び全銀システムに関するコスト等について説明があり、質疑応答が行われた（会員７６社が参加）。

また、１２月に全銀ネットから、今後のＡＰＩゲートウェイの詳細検討に当たって、資金移動業者の全銀システムへの参加意向や今後のＡＰＩゲートウェイの開発に当たっての要望事項を把握したいとして、協会に対し、再度のアンケート調査の協力依頼があり、資金移動業者である会員に対し「全銀システムへの参加意向等に係るアンケート調査の質問事項について」を送付し、アンケート調査への回答への協力を依頼した。同月、タスクフォースが開催され、全銀システム参加資格拡大及び多頻度小口決済サービスの実現、ＡＰＩゲートウェイ等をテーマとして議論された。協会から、今後も対話の機会の提供など全銀ネットと協力して、資金移動業者の全銀システムの理解向上に向けた取組を続けていく旨発言した。

５年１月、全銀ネット有識者会議が開催され、２０２２年度の全銀ネットの取組みと次期全銀システムの基本方針取りまとめに向けた検討状況及び決済システムによる相互運用性確保を前提としたキャッシュレス化の未来像等をテーマとして意見交換等が行われた。協会から、全銀ネットやことら社においては、資金移動業者の理解や検討が円滑に進むよう、引き続き説明会の開催や個別の資金移動業者との対話に積極的に対応するよう要望した。

（４）　５年３月、全銀ネットにおいて、５年度は次期全銀システムのアジャイルエリアにおける新サービス・機能のあり方について検討するために「全銀システム高度化検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）及び「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」が設置された。５年６月、WGが開催され、事務局からＡＰＩゲートウェイ開発の進捗状況及び次期全銀システムの検討状況、アジャイルエリアにおける新機能・新サービス（受取人口座確認機能等）の検討及び海外トピックス等の説明があり、質疑応答・意見交換が行われた。同WGにおいては、資金移動業者がメンバー及びオブザーバーとして参加している（協会もメンバーとして参加）。

９．資金移動業者の口座への賃金支払いについて

（１）　成長戦略フォローアップ（令和２年７月１７日閣議決定）において「デジタルマネーによる賃金支払い（資金移動業者への支払い）の解禁」が盛り込まれたこと等を受けて、厚生労働省の労働条件分科会において、「資金移動業者への口座への賃金支払い」について検討が行われてきた。４年９月に開催された労働条件分科会において、その制度の概要が概ね固まったとして、同月、厚生労働省から、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払を可能とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案」がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員から寄せられた質問・意見をとりまとめて、１０月に政策委員会を開催し了承を得て質問・意見を厚生労働省に提出した。４年１１月２８日に改正労働基準法施行規則が公布（施行は５年４月１日）されるとともにパブリックコメントの結果等が公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。

（２）　４年１２月２８日、厚生労働省から、「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン（資金移動業者の指定要件、指定手続等、賃金の支払に関する業務実施及び様式集で構成）がパブリックコメントに付されたことから、同日、会員に対し意見募集を実施した。上記資金移動業者向けガイドラインについて、会員から質問・意見が寄せられたことからとりまとめて、政策委員会において審議し了承を得たうえで、５年１月に厚生労働省に提出した。３月８日に厚生労働省から、パブリックコメントの結果等が公表されたことから、その内容等について会員に対し情報提供を行うとともに、３月９日以降、指定資金移動業者への賃金支払に係る指定申請に係るドラフト審査を開始することから、指定申請を行う前に可能な限り厚生労働省に問い合わせること、当面、メールにて対応することからホームページに掲載しているメールアドレス宛に問い合わせることについて周知するよう要請があったことから、資金移動業者である会員に対しその旨周知を行った。

１０．デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会について

（１）　３年７月、金融庁において、送金手段や証券商品などのデジタル化への対応のあり方等を検討するため、「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」（以下「研究会」という。）が設置され、早急に制度的な対応を行う必要があるステーブルコインへの対応を中心に４回にわたり議論が行われ、３年１１月１７日に中間論点整理と

してとりまとめられ公表された。

（２）　４年６月、第５回研究会が開催され、ＤｅＦｉ（注１）における規律のあり方等について、送金決済手段に求められる規律等について、Ｗｅｂ３．０（注２）等の分散台帳技術等を活用した金融的手法・サービスに対する評価、今後の展開及び金融行政において取り組むべきもの等をテーマとして、１０月に第６回研究会、１１月に第７回研究会が開催され、事業者等から、Ｗｅｂ３．０、ＤｅＦｉ等についてプレゼンが行われ、質疑・応答、議論が行われた。５年４月、第８回研究会が開催され、事務局から暗号資産とグローバル・ステーブルコインに関する海外の規制動向、行政処分されたＦＴＸ　Ｊａｐａｎに関する直近までの日本・海外における動向、デジタル資産を用いた不公正取引等に関する国際的な規制動向、法規制当局による執行事例等について説明があった。事務局から、討議事項として、①海外においては暗号資産やＤｅＦｉに関して捜査・監督当局による執行事例が出ている中、伝統的な金融資産と異なる暗号資産やＤｅＦｉ特有の課題としてどのようなものが考えられるか、日本でこうした課題を検討していくうえで、留意すべき点はあるか、②ＤｅＦｉと称するサービスやスマートコントラクトを利用したサービスについてどのような者を責任主体として捉えていくことが考えられるかといった論点が示され、質疑・応答、議論が行われた。５月に第９回会合が開催され、ＵＮＩＤＲＯＩＴ（注３）からデジタル資産と司法に関する諸原則について説明があり、また、分散型金融システムにおけるオンチェーン/オフチェーンデータを活用した実態把握に関する研究結果（中間結果）について報告があり、質疑・応答、議論が行われた。

（注１）ＤｅＦｉに明確な定義はないが、金融安定理事会によると「分散台帳技術に基づき、仲介者を必要としないことを企図した金融サービスや商品を提供するもの」とされている。

（注２）ＷＥＢ３．０は、「次世代インターネットとして注目される概念であり、巨大プラットフォ―マーの支配を脱し、分散化されて個と個がつながった世界」とされている。

（注３）ＵＮＩＤＲＯＩＴはイタリアに本拠を置く政府間国際機関（私法統一国際協会）

１１．中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会への対応

（１）　日本銀行は、２年１０月に「中央銀行デジタル通貨（ＣＢＤＣ）に関する取組み方針」を公表し、実証実験に向けた検討を進め、３年４月から概念実証を開始した。日本銀行において、３年３月、概念実証の円滑な実施に資するよう、その内容や進捗状況等について民間事業者や政府との情報共有を図るとともに、今後の進め方について協議していくため、「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」（全銀協等の金融団体、ＦＩＳＣ、協会、決済事業者団体、金融庁、財務省、日銀がメンバー）が設置された。

（２）　４年１１月、第４回連絡協議会が開催され、事務局から概念実証フェーズ２の概要、フェーズ１で確認したＣＢＤＣの基本機能に、より複雑な「周辺機能」を付加したうえで、その技術的な実現可能性やシステムの処理能力等について実機検証又は机上検証を行うこととし、主な検証項目として、経済的設計としてＣＢＤＣ保有額に対する制限等について、決済の利便性向上としてユーザーによる送金指図の予約等について実機検

証・机上検証が予定どおり進捗していることやＣＢＤＣを巡る各国の動向等について説明があり、意見交換が行われた。

（３）　５年２月、第５回連絡協議会が開催され、概念実証フェーズ２の結果概要、「経済的設計」と「決済の利便性向上」については、両機能を同時に想定して実機検証・机上検証等を実施し、作業は予定どおり進捗し、検証は２０２３年３月までに完了見込みであることやユーロ圏での制度設計に関する情報について説明があり、意見交換が行われた。協会から、それぞれの連絡協議会後に理事挨拶及び事務局説明資料等について、会員に対し情報提供を行った。

（４）　併せて日本銀行から、①ＣＢＤＣに関する基本的なアイディアが実現可能かどうかを確認するプロセスである「概念実証」は、５年３月に終了し、４月より「パイロット実験」を実施すること、②ＣＢＤＣの制度設計を適切に進める観点から「ＣＢＤＣフォーラム」を設置しリテール決済に関わる民間事業者の参加を得て幅広いテーマについて議論・検討を行うため、「ＣＢＤＣフォ―ラム」への参加希望者を対象とした説明会を実施することが公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。

１２.キャッシュレスの将来像に関する検討会について

政府は、成長戦略フォローアップにおいて、「２０２５年６月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、４割程度とすることを目指す。」こととしている。４年９月、経済産業省は、「キャッシュレスの将来像に関する検討会」を設置し、キャッシュレスの普及加速に向けた方向性を議論し、キャッシュレス化の意義を改めて見直すとともに、足元の動向や今後想定される技術・ビジネス環境の変化等を見据えたキャッシュレスの将来像について検討することとされた。これまで４年９月、１０月、１１月、１２月及び５年３月に検討会が開催され、消費者への実態調査等により日本のキャッシュレス化の現状を確認するとともに、キャッシュレス化の社会的意義、足元の動向や今後想定される技術・ビジネス環境の変化等を見据えたキャッシュレスの将来像、目標とすべき新たな指標等について議論が行われ、とりまとめられた。３月２０日に「キャッシュレスの将来像に関する検討会」とりまとめ（報告書）が公表されたことから、会員に対し当該報告について情報提供を行った。

１３．キャッシュレス推進協議会への対応について

４年１１月、キャッシュレス推進協議会から、団体会員向けに２０２１年度プロジェクトである情報連携通知のあり方、コード決済の普及促進、ポイントとキャッシュレス、本人確認のデジタル化/共通化等の活動状況及びロードマップ２０２２などについて説明があり、協議会活動をとりまとめた団体会員用資料「２０２１年度成果報告会」の提供があったことから、会員に対し当該資料について情報提供を行った。

また、５年３月に２０２３年度における協議会活動方針について、①プロジェクトとして、ロードマップ２０２４、Ｂ２Ｂ分野における普及促進及びリアルとオンライン融合時の課題等について検討すること、②成長促進のための検討会としてタスクフォースを新設し、教育機関向け向け教材の改訂、キャッシュレス関連統計の整備、マイナンバーカードアプリの構築、共通ＩＤ基盤構築及びオンライン決済におけるＣＬＵＥ活用等を検討すること、③自主

事業として、キャッシュレス関連調査の実施等について説明があり、２０２３年度の協議会活動方針をとりまとめた資料の提供があったことから、会員に対し当該資料について情報提供を行った。

１４．経済安全保障推進法について

基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為(特定妨害行為)の手段として使用されるおそれがあることからこれを防止するため、重要設備の導入や一定の維持管理等の委託を行う場合には、基幹インフラ事業者に対して重要設備の導入・維持管理等の委託に関する計画書の事前届出を行うことを求め、国による審査を義務づけること等を定める「経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（経済安全保障推進法)」が４年５月に可決・成立した。また、規制対象となる基幹インフラ事業者（特定社会基盤事業者）は、１４の事業（金融業では銀行、保険、証券のほか、資金移動業及び第三者型前払式支払手段発行者を含む。）を営むもののうち、今後、政令で定められる重要なインフラ役務（特定社会基盤役務）を提供するものであって、主務大臣が定める基準に該当するものとして指定することとされている。５年２月、経済安全保障法制に関する有識者会議における基本指針案に関する審議を経て、内閣府大臣官房経済安全保障推進室において、「特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案)」が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員から、上記基本指針（案）に対する質問・意見が寄せられたことから、とりまとめて政策委員会の了承を得て５年３月に内閣府大臣官房経済安全保障推進室に対し質問・意見を提出した。

５年４月２８日に内閣府政策統括官から、上記の基本指針が閣議決定され公表されたこと及び基本指針（案）に対するパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について情報提供を行った。併せて同日付で金融庁から、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度（基幹インフラ制度）に関し、事業者の重要設備の導入計画及びリスク管理措置に関するご相談や制度運用に当たっての疑問点などの相談を受けるための「基本インフラ制度に関する相談窓口」が設置されたこと、相談窓口について規制対象として指定を受ける事業者に限らず指定を受けない事業者についても積極的に活用するよう周知の依頼があったことから、その旨会員に周知を行った。

６月に金融庁から経済安全保障推進法の一部の施行に伴い、金融分野に係る特定重要設備の内容、特定社会基盤事業者の指定基準、指定通知書の様式等の特定社会基盤事業者の指定等に係る手続きを定める内閣府令案等がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。

１５.マイナンバーカードの積極的な取得等の周知及び取得状況に係るアンケート調査について

（１）　４年８月、金融庁から、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用促進の一環として、オンライン申請用ＱＲコード付きマイナンバーカード交付申請書の送付及び当該申請書を利用したマイナンバーカードの積極的な取得について会員に対し周知するよう依

頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

（２）　１２月、金融庁から、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申込及び公金受取口座登録の促進についての要請等に関する協力依頼があったことから、その旨周知を行った。５年１月、金融庁から、マイナポイント第２弾の付与対象となるカードの申請期限が４年１２月末から５年２月末までに延長されたことに伴い、マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進に関する資料が更新されたことについて周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。また、同月、金融庁から、協会を通じ、会員のマイナンバーカードの取得促進に係る取組の現状把握や従業員の取得状況についてアンケート調査への協力依頼があり、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業を主たる事業とする会員（７１社）に対し、アンケート調査への協力依頼を行った。５年１月３０日、アンケートに対し回答があった３７社のアンケート結果について金融庁に送付した。

（３）　５年３月、金融庁から、協会を通じ、会員に対し、引き続きマイナンバーカードの更なる取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進の要請とともに、マイナンバーカードの取得促進に効果的な出張申請受付等の積極的受入れへの取組及びマイナンバー関連資料の情報提供について周知するよう依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

１６．　公的個人認証サービスの活用

デジタル庁から、金融庁を通じ、公的認証サービスに関する会員向け説明会の開催依頼があったことから、会員に対し説明会の開催案内を行い、１２月２日にオンラインによる説明会を開催した。デジタル庁国民向けサービスグループの参事官の挨拶に続き、同庁の担当官等から、マイナンバーカードの概要、申請・交付状況、利用事例、公的個人認証サービスの概要、最新情報及びマイナポータル等について説明が行われ、会員との間で活発な質疑応答が行われた（参加者　８０社　２３７名）。

１７．新型コロナウィルス感染症の感染症法等の位置付け変更後の基本的考え方について

５年３月、内閣官房新型コロナウィルス等感染症対策推進室（以下「推進室」という。）から、金融庁を通じ、①５月８日から新型コロナ感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から５類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更とあわせて、基本的対処方針等が廃止される予定であること、②５月８日以降の日常における基本的な感染対策の考え方として、イ.マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨すること、ロ.手洗い等の手指衛生、換気が引き続き有効であること、ハ.流行期において、高齢者等重症化リスクの高い者は、換気の悪い場所、混雑した場所、近接した会話を避けることが有効であること等について周知するよう依頼があったことから、その旨周知を行った。

４月２７日、推進室から、金融庁を通じて、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症について、５月７日をもって新型インフルエンザ等感染症（２類

感染症相当）と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、５類感染症に位置付けられることとなったため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」は、５月８日に廃止することとされたこと、これに伴いイベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組は廃止されること、感染対策は、政府として一律に求めることはなくなり、「個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたもの」として政府が感染症法に基づき情報提供を行うこととなること等について周知依頼があったことから、その旨会員に周知を行った。

１８．諸外国の金融規制上の問題に関する要望事項

４年７月、金融庁から、同庁の経済連携協定交渉等の国際業務における今後の方針検討のため、資金決済業者を含む金融業界に対し、各国において本邦金融機関等が直面している金融規制上の問題に関する意見・要望について、協会を通じ会員に対し調査依頼があったことを受け、会員に対し金融庁が作成した「諸外国の規制に係る要望事項（新規/既存要望）に関する調査表」を送付し、要望等がある場合には、調査表を提出するよう依頼した。

１９．消費者被害の発生又は拡大防止に資する情報提供について

３年１０月及び１２月に消費者庁から金融庁に対し消費者安全法第３８条第２項の規定に基づき、電話勧誘等により高額なサポートプランを契約させる消費者事故、副業のマニュアルを購入させ、ライブ配信希望者のエージェントになるためとして高額なサポートプランを契約させる消費者事故等の情報提供があったことを受けて、金融庁から、消費者被害拡大防止等のために、当該消費者被害を生じたさせた事業者が行う送金及び当該法人の代表取締役が個人で行う送金等の依頼についてその必要性等を慎重に確認の上、必要に応じて適切な対応を検討するよう周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

２０.インターネット版官報の利用について

金融庁から、５年１月２７日の閣議了解「行政手続における官報情報を記録した電磁的記録の活用」により官報（紙面）とインターネット版官報の同一性が確保されたことを受け、同日以降、法令に基づく登記申請をオンラインにより行う際に「公告したことを証する書面として」官報を添付する場合、「公告したことを証する書面に代わるべき情報」として、官報の該当ページについてダウンロードしたインターネット版官報（電子ファイル（PDF））を送信することができるようになったことの周知依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

２１.関係省庁からの要請や提供された情報の会員への周知

金融庁や財務省等関係省庁から周知依頼の要請があった「外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について」、「国際テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について」、「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について」、「ＦＡＴＦ声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について」、「重要インフラニュースレター（ＮＩＳＣ発行）」、「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）

の開始に向けた周知等」、「就職・採用活動開始時期の遵守、学業への配慮、個人情報の不適切な取扱い防止等の徹底について」及び「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインの一部改正（デジタル社会形成整備法による個人情報保護法第２条第１１項に規定する行政機関等に地方公共団体の機関等が含まれることとなったことを踏まえ形式的な改正を実施したもの)」等について、会員に対し周知を行った。

Ⅳ　会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

４年度の会員の法令等遵守状況に係る調査については、４年７月、前払式支払手段発行者８社程度及び資金移動業者２社程度、合計１０社程度を計画し、新型コロナウイルス感染症の感染動向や感染症対策の基本的対処方針等も踏まえ、会員と事前に協議した上で、可能な範囲で会員調査を実施することとした。新型コロナウイルス感染症の感染が継続していることを踏まえ、会員調査を予定している会員との間で、日程、調査方法、提出資料等について、協議・調整を行い、４年度は、前払式支払手段発行者７社及び資金移動業者２社合計９社に対しオンラインを活用した会員調査を実施した。

Ⅴ　資金決済業に関連する相談、苦情及び紛争への対応

１．資金移動業に関連する苦情及び紛争解決措置に係る対応

会員の金融ＡＤＲ措置のうち、資金移動業関連苦情については、協会における苦情解決処理、資金移動業関連紛争については、平成２２年９月１５日付で協会と東京三弁護士会（以下「弁護士会」という。）との間で締結した会員の紛争解決措置として「弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用する旨の協定」により同センターを利用し公正かつ迅速に解決することとしている。なお、４年度は紛争解決措置としての「あっせん・仲裁センター」に対する申立が１件あった。

２．お客様相談室

平成２２年９月３０日に「お客様相談室」を設置した。お客様相談室専用電話回線を設け協会ホームページに利用案内を掲載するとともに、金融ＡＤＲ措置について、協会における苦情解決処理及び東京三弁護士会の紛争解決措置を利用する会員（資金移動業者）について、協定を締結するとともに利用者への周知に資するため、協会ホームページの利用案内に同会員の「お客様相談窓口（事業者名、電話番号、メール等)」を掲載している。（５年６月３０日現在現在の掲載先数６４社　協定締結先数７５社)。なお、４年度のお客様相談室扱いは２７３件、うち苦情は１１１件となっている。

３．資金決済業に関連する照会・相談、苦情等への対応及びその集約整理、会員への還元

４年度の相談・苦情・紛争の受付状況は以下のとおりであり、相談、苦情等に対し適切に対応した。また、平成２４年６月に構築した相談・苦情分析システムにより、相談・苦情の内容等について分析・とりまとめを行い、３年度の分析結果は４年８月に、４年度上期の分析結果は５年１月に会員に対しフィードバックした。

区分	受付件数				うちお客様相談室扱い		
		前払式支払手段	資金移動	その他	前払式支払手段	資金移動	その他
相談	1,936	1,520	320	96	112	22	28
苦情	139	56	83	－	37	74	
紛争	1	－	1	－	－		
計	2,076	1,576	404	96	149	96	28

４．金融トラブル連絡調整協議会

５年１月に第６３回金融トラブル調整協議会が開催され、４年度上半期の各指定紛争解決機関の業務実施状況、ＡＤＲ機関からのフィードバックを受けた金融機関側の対応状況、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について、また、５年６月に第６４回金融トラブル調整協議会が開催され、各指定紛争解決機関の業務実施状況（令和４年度）、ここ３年の相談・苦情・紛争解決対応における工夫・取組等、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について報告が行われ、その後意見交換等が行われた。

（注）金融トラブル連絡調整協議会（事務局：金融庁）は、金融審議会答申等を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争解決制度の改善につなげることを目的として設置され、平成１２年９月から消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加により開催されている。

Ⅵ　前払式支払手段に係る情報提供事項の周知

１．資金決済法第１３条第２項の規定に基づき、協会は、会員が発行する前払式支払手段の苦情相談窓口等の情報提供事項について会員の委託を受け協会のホームページにおいて代替周知を行っている。４年度も、会員からの委託に基づき、発行者に代わり協会のホームページで利用者への周知を行った。

周知受託会員　９６社　２９８前払式支払手段

２．前払式支払手段発行者は、３年５月に施行された改正資金決済法第１３条第３項及び前払式支払手段に関する内閣府令第２３条の２第１項において、前払式支払手段に係る利用者資金の保全に関する事項及び不正取引（無権限取引）が行われたことにより発生した損失の補償方針について、利用者へ情報提供することが義務づけられた。協会は、同内閣府令２３条の２第３項の規定に基づき会員の委託を受けて、当該情報提供事項について協会のホームページで代替周知を行っている。４年度も会員からの委託を受けて、上記情報提供事項について、協会のホームページで利用者への周知を行った。

利用者保護措置に係る周知受託会員　　９１社

Ⅶ　資金決済業に関する調査・研究

１．第２４回前払式支払手段発行事業実態調査

第三者型発行者及び自家型発行者２，００４者を対象に令和３年度の前払式支払手段の発行状況等の実態について調査を実施し、「第２４回発行事業実態調査統計（令和３年度版）」としてとりまとめて、１２月５日に協会ホームページに公表・掲載した。同調査統計においては、新たな調査項目として、①改正資金決済法の施行を受け既存の業務委託先の契約見直し方法、②未使用残残高を他の利用者へ移転できる機能を有する前払式支払手段の発行者の状況や上限金額別の件数、③高額電子移転可能型前払式支払手段発行者に犯収法が適用されることへの意見等を追加し、その調査結果についても記載した。

Ⅷ　資金決済業に関する広報・啓発活動

１．消費者向けパンフレットの作成につて

５年１月、一般の消費者において、資金決済法（２０２１年５月の改正法や最近のトラブル事例等を含む。）の利用者保護の仕組みを理解し、前払式支払手段及び資金移動サービスの安全・安心な利用に資することを目的として、前払式支払手段・資金移動業の消費者向けパンフレット「知っておきたい法律のはなし」をそれぞれ作成し、協会ホームページに掲載した。 この消費者パンフレットにおいては、イラストや図を用いて消費者に分かりやすい説明を目指したほか、巻末に参入予定事業者向けに資金決済法の登録要件や体制整備義務等を付記した。

２．協会ホームページの見直し

（１）　２年度及び３年度において、協会ホームページについて改正資金決済法を踏まえた見直しを行ったところである。４年７月、協会の事業者向けページの「資金移動業者についてよくある質問」について、資金移動業に関心がある事業者を念頭に対象を最低限必要と考えられる登録要件や法改正後の資金移動業の概要等のＱ＆Ａに絞り込み（２４問から１０問に整理）を行い、会員専用ページに掲載している「資金決済法に関する法律Ｑ＆Ａ（資金移動業編）」から、これらのＱ＆Ａを抜粋・掲載することにより、より分かりやすいものに改訂した。

（２）　５年４月、協会ホームページの会員専用ページについて、会員にとってより分かりやすく見やすいものとするため、従来「お知らせ」としていたもののタイトルを「インフォメーション」へ変更し、掲載情報を「お知らせ」「マネロン関係」「サイバーセキュリティ」の３つに分類し該当タブを選択すると分類された情報一覧が表示されるものとし、ページ上部に設置していた「前払式支払手段発行者のみなさまへ」「資金移動業者のみなさまへ」としていたボタンを「Ｑ＆Ａ」「社内規程モデル」「資金決済法関係法令集」「周知委託会員のみなさまへ」、「金融ＡＤＲ協定加盟会員のみなさまへ」へ変更し、また、「決済協速報」と「お知らせ」の掲載位置の入替（決済協速報を上段に移行）を行うなど会員専用ページの更新を行った。

３．消費者団体等への研修会等への講師派遣

４年８月、岩手県立県民生活センターが主催する「消費生活相談員スキルアップセミナー」

において、協会職員が講師としてオンラインで「資金決済に関する法律～前払式支払手段（電子マネー等）の概要と不正事例等について～」について説明を行った。また、５年１月、三重県消費生活センターが主催する「令和４年度第１０回消費生活相談員等勉強会」において、協会職員が講師としてオンラインで「資金決済に関する法律～前払式支払手段を中心に規制の概要とよくあるトラブル事例～」について説明を行った。

その他、内閣府カジノ管理委員会から内部の研修会への講師派遣依頼があり、協会職員を講師として派遣し、「資金移動業に関する法令・制度の概要」について説明を行った。

４．前払式支払手段に係る払戻し等に関する情報の広報

前払式支払手段の払戻し及び還付に関する情報を利用者へ周知するため、協会ホームページのトップページ「前払式支払手段のお知らせ」において、会員発行者の払戻しに関する情報のほか、会員以外の払戻しに関する情報を掲載した。（４年度の掲載件数、会員１３件会員以外の発行者１９９件　合計２１２件）

５．協会ホームページの会員紹介コーナーへの追加掲載

会員からの要望を受けて、協会ホームページの消費者向けコーナーに「会員の発行する前式支払手段」及び「会員が行う資金移動サービス」を掲載し、事業者向けコーナーに「前払式支払手段の製造等に関わる協会会員一覧」、「発行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」及び「履行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」を掲載し、消費者・事業者向けに会員に関する情報を提供しているところである。

４年９月、会員に対し会員紹介コーナーへの追加・変更等の要望について募集を行い、要望があった事項に係る会員に関する情報について同コーナーに掲載した。（４年度の新規・変更・削除は１３社２２件、掲載会員数合計１１０社）

６．「協会ニュース」の発行

第３８回（通巻８１号・４年１１月）

ご挨拶（福原会長　金融庁資金決済モニタリング室長）

第２８回定時社員総会を開催、理事会（第１５７回～第１６０回）を開催、総務委員会（第４９回～第５１回）、政策委員会（第３８回、第３９回）、自主規制委員会（第１８回）を開催、自主規制規則・協会ガイドライン及び社内規程モデルの一部改正、セミナー（第６２回）、資金移動業者会議（第７回）、外為法改正案に関する説明会、資金移動業者の実務担当者向け研修会（第７回）を開催、岩手県立県民生活センター「令和４年度消費生活相談員スキルアップセミナー」への講師派遣、「資金決済法関係法令集」、「資金決済に関する法律Ｑ＆Ａ」を改訂、「前払式支払手段の利用実態調査２０２２年結果報告書」及び「資金移動業者が行う送金サービスに関する調査（２０２２年）結果報告書」を公表、マネロン・テロ資金供与対策についての利用者の理解・協力を求めるリーフレットの作成　ほか

第３９回（通巻８２号・５年２月）

令和５年賀詞交歓会　ご挨拶（日本資金決済業協会　福原会長、鈴木内閣府大臣政務官）

金融庁との意見交換会を開催（第２４回、第２５回）、理事会開催（第１６１回）総務委員会（第５２回）、政策委員会（第４０回）、審査委員会（第３回）を開催、セミナー（第６２回）を開催、資金移動業者会議（第８回）、マネロン等対策に関する勉強会（第１回）を開催　マイナンバーカードを用いた「公的個人認証等」に関する説明会を開催、前払式支払手段実務担当者説明会を開催、消費者向けパンフレットを作成、第２４回発行事業実態調査統計を公表ほか

７．「決済協速報」の配信

資金決済業に関係する制度改正、政府令・ガイドライン改正に係るパブリックコメントに伴う会員への意見募集の実施、パブコメ結果等に関する情報提供、資金決済業に関係する審議会・研究会等の諸会議に関する情報、金融庁等関係省庁からの各種要請・注意喚起等に関する情報提供等のほか、基準日報告書・未達債務の額等に関する報告など行政への届出に関する情報提供、協会事業のお知らせなどを中心に記載し、４年度は７７回、会員にメール配信した。

Ⅸ　セミナー・研修等の実施

１．セミナー等の実施

（１）　第６３回セミナー（４年１１月２４日）（オンラインでの開催）

サイバーセキュリティの確保及びシステムリスク管理態勢の強化について

（主な講演内容）

①　サイバー脅威に対する取組方針とセキュリティ強化の留意点

・金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針（ver３．０）

・最新のサイバー攻撃の脅威動向とその対策

・サイバーレジリエンスを向上するための留意事項

・クラウドを含むシステムのセキュア設計と留意点

②　システムリスク管理態勢強化について（システム障害から見た主な課題）

・システム障害傾向と主な課題

・最近の資金決済業者に関するシステム障害傾向と主な課題

（講師）

総合政策局リスク分析総括課サイバーセキュリティ対策企画調整室金融証券検査官

釜山 公徳　氏

監督局総務課兼総合政策局リスク分析総括課リスク分析企画調整官

西村 敏信　氏

参加者　７０社　２５６名

（２）　第６４回セミナー（５年３月８日）（オンラインで開催）

障害分析からみるシステムリスク管理

（主な講演内容）

・障害事例に関する特徴的な障害事例、発生元、復旧に要する時間
・システム障害発生の端緒、原因の傾向、よくある例、業態特性
・障害の未然防止、発生時の対処、再発防止等
・システム更改時等における事前の態勢整備、障害発生時の状況分析、原因分析、改善策の策定等

講師：総合政策局リスク分析総括課リスク分析総括課フィンテック参事官室
金融証券検査官　生形　知一氏

参加者　６７社　２６５名

（３）　第６５回セミナー（５年５月３０日）（オンラインで開催）
改正資金決済法について
（主な講演内容）
・高額電子移転可能型前払式支払手段関係の規制の概要
高額電子移転可能型前払式支払手段の３類型（残高譲渡型、 番号通知型、番号通知型に準ずるもの）の定義・具体的要件、３類型に該当するかどうかの判断のポイント・留意点前払式支払手段記録口座の内容・留意点 、業務実施計画に記載すべき内容、届出義務
・電子移転可能型前払式支払手段に係る不適切利用防止措置の内容・留意点
・改正犯罪収益移転防止法関係、高額電子移転可能型前払式支払手段発行者の特定業務・特定取引の内容、 改正犯収法の経過措置の具体的内容及び事務ガイドラインで求めるマネロン対策等に関する具体的事項

講師：企画市場局 総務課 信用制度参事官室　課長補佐　本田幸一氏
課長補佐　尾登亮介氏
総合政策局 リスク分析総括課 資金決済モニタリング室
課長補佐　川合弘晃氏

参加者　８４社　３５７名

２．前払式支払手段発行者の実務担当者向け研修会の開催

会員である前払式支払手段発行者の実務担当者を対象にオンラインによる研修会を４年１０月（２日間）及び５年５月に開催し、多数の参加者の下、前払式支払手段の概要、４年改正資金決済法で規定された高額電子移転可能型前払式支払手段の概要、登録・届出の諸手続きについて、情報提供、委託先に対する指導、払戻しの手続、帳簿及び発行保証金の供託等について詳しく説明し、質疑応答・意見交換等を行った。

（１）　第２９回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」（４年１０月２５日、２６日）
テーマ：資金決済法「前払式支払手段」の概要（定義、媒体、適用除外、法令・ガイドライン・自主規制規則等、令和４年改正法の概要）、届出・登録・変更届出等の諸手続き、前払式支払手段の実務（情報提供、払戻し、帳簿の作成・保存、報告書の提出、供託・保全契約等（記載例を使用して説明））
参加者　１０月２５日　６６社　２１９名　１０月２６日　７１社　２２０名

（２）　第３０回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」（５年５月１８日）

テーマ：資金決済法「前払式支払手段」の概要（定義、媒体、適用除外、令和４年改正法の概要）、届出・登録・変更届出等の諸手続き、前払式支払手段の実務（情報提供、払戻し、帳簿の作成・保存、報告書の提出、供託・保全契約等（記載例を使用して説明））

参加者　　８４社　２８２名

その他、会員から研修会や情報交換会への講師派遣依頼があったことから、会員（情報交換会を含む）に対し、資金決済法の概要、前払式支払手段の実務の説明や質疑応答を行った。

３．資金移動業者の実務担当者研修会の開催

会員である資金移動業者の実務担当者を対象にオンラインによる研修会を開催し、多数の参加者の下、資金移動業の概要、登録手続、履行保証金、利用者保護措置等について詳しく説明し、質疑応答・意見交換等を行った。

（１）　第８回「資金移動業者実務担当者向け研修会」（５年６月７日）

テーマ：資金移動業の概要、登録申請等の諸手続、履行保証金の供託等、情報の安全管理、利用者保護措置、諸報告、犯罪収益移転防止法ほか

参加者　　５９社　１９２名

Ｘ　組織運営の円滑化等

１．理事会の開催

（１）　第１５９回（４年８月３日）

①　新規入会会員の承認の件
②　令和３年度事業報告等の承認の件
③　令和３年度計算書類等の承認の件
④　第２８回定時社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定の件
⑤　第２８回定時社員総会のライブ配信の実施の件
⑥　相談・苦情等の受付状況について
⑦　会員の異動状況について

（２）　第１６０回（４年９月８日）

①　会長の選定の件
②　副会長の選定の件
③　専務理事及び業務執行理事の選定の件
④　新規入会会員の承認の件
⑤　総務委員会の委員選任の件
⑥　自主規制委員会の委員選任の件
⑦　会員の異動状況について
⑧　会員の資金移動業者に対する行政処分について

（３）　第１６１回（５年１月１０日）

①　新規入会会員の承認の件

② 総務委員会の委員選任の件
③ 自主規制委員会の委員選任の件
④ 事務局長の任命の件
⑤ 会員処分等の検討について（中間報告）
⑥ 会員による「勉強会」の開催について
⑦ 相談・苦情等の受付状況について
⑧ 会員の異動状況について

（４） 第１６２回（令和５年３月２９日）
① 新規入会会員の承認の件
② 総務委員会、政策委員会及び自主規制委員会の委員選任の件
③ 会員処分等について（最終報告）
④ 会員の資金移動業者が提供する資金移動サービスに関する不正取引の発生状況等に関するとりまとめ結果について
⑤ 会員の異動状況について

（５） 第１６３回（令和５年６月１５日）
① 新規入会会員の承認の件
② 令和５年度事業計画書（案）及び令和５年度収支予算書（案）の承認の件
③ 総務委員会、政策委員会及び自主規制委員会の委員選任の件
④ 審査委員会の委員選任の件
⑤ 顧問の選任の件
⑥ 自主規制規則及び協会ガイドラインの一部改正の件
⑦ 会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
⑧ 社内規程モデルの一部改正について
⑨ 会員の異動状況について

２．社員総会の開催

（１） 第２８回定時社員総会（４年９月８日）
① 令和３年度事業報告の報告の件
② 令和３年度計算書類の承認の件
③ 令和４年度事業計画書及び令和４年度収支予算書の報告の件
④ 理事１８名選任の件
⑤ 監事２名選任の件

３．総務委員会の開催

（１） 第５１回（４年７月２１日）
① 委員長及び副委員長の選定について
② 令和３年度事業報告（案）及び計算書類（案）について
③ 令和３年度の相談・苦情等の受付状況について
④ 会員の異動状況について

（２）　第５２回（４年１２月８日）

①　令和４年度（１１月３０日迄）事業進捗状況について

②　令和４年度（１１月２５日迄）の相談・苦情等の受付状況について

③　会員の異動状況について

（３）　第５３回（５年３月２日）

①　令和４年度（２月２４日まで）事業進捗状況について

②　令和５年度事業計画書（たたき台）について

③　令和４年度（２月１７日まで）の相談・苦情等の受付状況について

④　会員の異動状況について

（４）　第５４回（５年６月６日）

①　委員長の選任について

②　令和４年度（５月３１日まで）事業進捗状況について

③　令和５年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について

④　令和４年度（５月１９日まで）の相談・苦情等の受付状況について

⑤　会員の異動状況について

４．政策委員会の開催

（１）　第４０回（４年１０月１９日）

①　労働基準法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）について

（２）　第４１回（５年１月２５日）

①　資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン案に対する意見募集（パブリックコメント）について

②　令和４年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に対する意見募集（パブリックコメント）について

５．自主規制委員会について

（1）第１９回（５年２月１７日）

①　委員長選任について

②　会員処分等の検討について

（2）第２０回（５年６月２日）

①　前払式支払手段の自主規制規則・協会ガイドラインの一部改正について

②　前払式支払手段の社内規程モデルの一部改正について

「取引時確認等の措置に関する社内規程モデル」を新設

「不適切利用防止措置に関する社内規程モデル」の一部改正

「情報提供義務に関する社内規程モデル」の一部改正

６．審査委員会の開催

（１）　第３回（４年１２月１２日）

① 副委員長選任について
② 会員処分等の検討について

７．賀詞交歓会の開催

５年１月１０日にホテルグランドヒル市ヶ谷において、３年ぶりに令和５年賀詞交歓会を開催した。賀詞交歓会では、金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等が出席し、福原会長の挨拶に続き、鈴木内閣府大臣政務官の挨拶があり、田中副会長の乾杯の後、懇談が行われた（出席者　１３８名）。

XI　協会の組織体制の強化等

１．社員総会の招集通知の電子化

３年９月に開催された定時社員総会において「社員総会の議事運営に関する規則」の一部改正が決議され、社員総会の招集通知について、会員の承諾があった場合には書面による通知に代えて、電磁的方法により通知することができることとなったことを踏まえ、４年６月に電磁的方法による招集通知の場合の会員から事前に承諾を得る手続や承諾した会員の把握等を行うシステムを構築した。４年７月５日に、承諾いただく事項、手続及び期限等を記載した「社員総会招集通知のご案内」を送信し、電子メールでの社員総会の招集通知について承諾した会員に対しては、招集通知を電子メールにより通知するとともに、社員総会関係書類等についても、協会が電子メールにおいて案内するウェブサイト（社員総会ページ）からダウンロードして閲覧・印刷等できるよう電子化対応を行った（会員３４２社中２００社がで電磁的方法による招集通知を承諾）。

XII　会員及び役員の状況

１．会員の状況

令和５年６月３０日現在の会員の状況は、第一種会員が２６７社、第二種会員が８７社、合計３５４社である。

２．会員の異動

（１）　入会

当期中に以下のとおり２８社の入会があった。

（内訳）

第一種会員　　８社

	会社名	入会日
1	株式会社エクスチェンジャーズ	令和４年　８月　３日
2	株式会社あおき	令和４年　８月　３日
3	株式会社ＷＯＥＣＪａｐａｎ	令和４年　９月　８日
4	株式会社セルシス	令和５年　１月１０日
5	株式会社大和	令和５年　１月１０日
6	ＮＯＴ　Ａ　ＨＯＴＥＬ株式会社	令和５年　１月１０日

7	ＰａｓｓＰａｙ株式会社	令和５年　１月１０日
8	ダイコク電機株式会社	令和５年　３月２９日

第二種会員　　２０社

	会社名	入会日
1	第一生命カードサービス株式会社	令和４年　８月　３日
2	株式会社丸滝	令和４年　８月　３日
3	株式会社プロトコーポレーション	令和４年　９月　８日
4	株式会社ｉｋｕｒａ	令和４年　９月　８日
5	株式会社デジタルテクノロジ―四国	令和４年　９月　８日
6	Ｄｉｇｉｔａｌ　Ｐｌａｔｆｏｒｍｅｒ株式会社	令和５年　１月１０日
7	ビリングシステム株式会社	令和５年　１月１０日
8	株式会社エンペイ	令和５年　１月１０日
9	株式会社ＤＧフィナンシャルテクノロジー	令和５年　１月１０日
１０	株式会社デジタルフィンテック	令和５年　１月１０日
１１	株式会社Ｍｅｄｉａ　Ｂａｎｋ	令和５年　１月１０日
１２	Ｐａｙｗｉｓｅｒ　Ｊａｐａｎ株式会社	令和５年　１月１０日
１３	株式会社ペイジェント	令和５年　１月１０日
１４	ＧｅＮｉＥ株式会社	令和５年　１月１０日
１５	株式会社Ｊ＆Ｊ　Ｔａｘ　Ｆｒｅｅ	令和５年　３月２９日
１６	株式会社クールトラスト	令和５年　３月２９日
１７	イオンフィナンシャルサービス株式会社	令和５年　３月２９日
１８	コンベラジャパン株式会社	令和５年　３月２９日
１９	ＴＹソリューションズ株式会社	令和５年　６月１５日
２０	テックマークジャパン株式会社	令和５年　６月１５日

（２）　退会

当期中に以下のとおり１８社の退会があった。

(内訳)

第一種会員　　１０社

	会社名	退会日
1	株式会社ファクトリージャパングループ	令和４年　７月３１日
2	株式会社セルシス	令和４年　８月３１日
3	ＳｏｌｏｍｏｎＣａｐｉｔａｌＪａｐａｎ株式会社	令和４年　９月１３日
4	Ｐｏｌｌｅｔ株式会社	令和４年　９月３０日
5	株式会社Ｆｉｎｓｈｏｔ	令和４年１１月３０日
6	ＳＴＡＧＥ株式会社	令和４年１２月１２日
7	株式会社イーコンテクスト	令和５年　３月３１日
8	株式会社ＷＯＥＣＪａｐａｎ	令和５年　５月３１日
9	静銀セゾンカード株式会社	令和５年　６月３０日

１０	コネクシオ株式会社	令和５年　６月３０日

第二種会員　　８社

	会社名	退会日
1	アララ株式会社	令和４年　８月３１日
2	セイコーソリューションズ株式会社	令和５年　３月３１日
3	ニュース証券株式会社	令和５年　３月３１日
4	Ｗｏｒｌｄｐａｙ株式会社	令和５年　５月　９日
5	株式会社丸滝	令和５年　６月１１日
6	株式会社エムティーアイ	令和５年　６月３０日
7	近鉄グループホールディングス株式会社	令和５年　６月３０日
8	株式会社ＮＴＴデータ	令和５年　６月３０日

（３）　会社分割

当期中に第二種会員において会社分割が行われた会員が１社あった。

	会社名	分割された会社名	分割日
1	凸版印刷株式会社	凸版印刷株式会社	令和５年　４月　１日
		ＴＯＰＰＡＮエッジ株式会社	

（４）　種別変更

①　当期中に以下のとおり第二種会員から第一種会員に変更した会員が７社あった。

	会社名	変更日
1	株式会社甲南チケット	令和４年１１月　２日
2	株式会社ジャパネットサービスイノベーション	令和４年１２月　７日
3	株式会社デジタルテクノロジー四国	令和５年　１月２６日
4	株式会社ＤＧフィナンシャルテクノロジー	令和５年　２月２１日
5	ｍｙ　ＦｉｎＴｅｃｈ株式会社	令和５年　３月２９日
6	イオンフィナンシャルサービス株式会社	令和５年　４月２４日
7	ＧＭＯアダム株式会社	令和５年　６月２２日

②　当期中に以下のとおり第一種会員から第二種会員に変更した会員が１社あった。

	会社名	変更日
1	株式会社エムティーアイ	令和４年１１月２０日

（５）　商号変更

当期中に以下のとおり商号を変更した会員が３社あった。

	新商号	旧商号	変更日
1	株式会社ペイルド	株式会社Ｈａｎｄｉｉ	令和４年７月　８日
2	株式会社ＭＩＸＩ	株式会社ミクシィ	令和４年１０月１日

３	株式会社ＪＯＢＰＡＹ	株式会社キュリカ	令和５年　２月　１日

（６）　会員名簿

令和５年６月３０日現在の会員名簿は別添１のとおりである。

３．役員の状況

令和５年６月３０日現在の役員の状況は、理事１４名、監事２名であり、役員名簿は別添２のとおりである。

４．役員の異動

当期中に以下のとおり役員の異動があった。

（１）　辞任

令和５年３月３１日付

田中　正信（au ペイメント株式会社　代表取締役社長）

山下　邦裕（株式会社三菱ＵＦＪ銀行　執行役員決済企画部長兼東京為替集中支店長兼デジタルサービス企画部部長（特命担当））

令和５年６月２２日付

樋口　達夫（東日本旅客鉄道株式会社　マーケティング本部戦略・プラットフォーム部門長）

令和５年６月２８日付

鈴木　勝也（出光クレジット株式会社　代表取締役社長）